



道内事業者が

人材を期間内に雇用することで

最大
20万円
支給!

事業所に**支援金を支給!**

道内事業者が、人材を一定期間以上雇用で

※対象職種で週20時間以上労働、31日以上在職

支援金

10万円
支給

+ さらに!

離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を
令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合

加算金

10万円
追加支給!

※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。



未来を築く第一歩!
支援金で人材確保をサポート!



対象職種

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

対象事業者

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、
上記対象職種に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた事業者

申請募集
企業

200社

事業概要

人手不足が深刻な道内事業者が、対象職種(表面参照)に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた場合に、事業者に支援金10万円(+離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合10万円加算)[1回限り]、就労者に奨励金10万円(+移動費実費 ※上限10万円)を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)



支援金等の支給要件

北海道内事業者の皆さま

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、対象職種に求職者を一定期間以上雇用する事業者

※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。

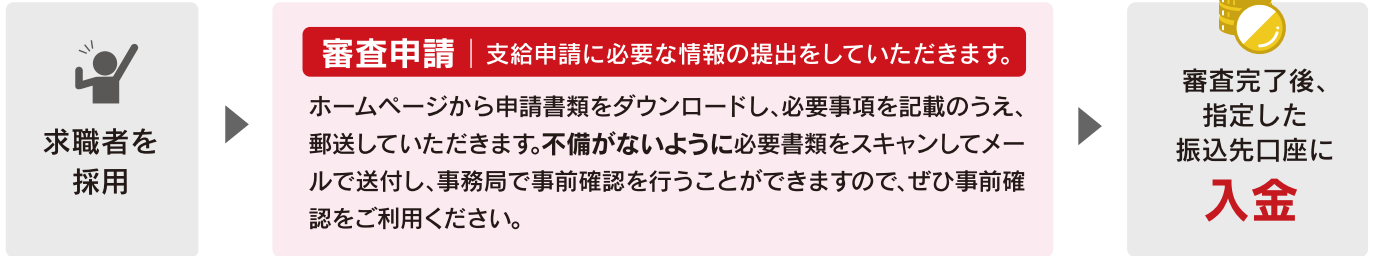
就労者の皆さま

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日～同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職実績がある方

※要件を満たすには5月31日までに勤務初日となる必要があります。

申請手続きの流れ

申請書類をご準備のうえ、郵送していただきます。



審査申請受付期間 令和7年3月1日(土)～令和7年7月31日(木)(当日消印有効)

※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

留意事項

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いただいても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

⚠️ 注意：労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、支援金等は支給されません。

問い合わせ先 「人材確保支援事業」コールセンター

TEL: 050-3613-3016

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

ホームページはこちら



E-mail: jinzaikakuho2025@athuman.com
URL: https://jinzaikakuho2025.pref.hokkaido.lg.jp

申請書類送付先 「人材確保支援事業」事務局

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西7-1-5
札幌ホワイトビル 2階
TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2A

「人材確保支援事業」事務局 宛